

# 新文化交流施設管理運営基本方針

令和2年10月

氷見市

## 目 次

はじめに ～策定の背景～	2
I これまでの経過	2
II 氷見市の文化や文化施設をとりまく状況	3
第1章 新文化交流施設の運営方針	4
I 基本理念	4
II 基本方針	5
III 事業方針	6
第2章 組織計画	8
I 運営組織計画	8
II 他組織との連携と関係構築	12
第3章 管理計画	13
I 利用規則	13
II 使用料	14
第4章 収支計画	16
I 収支計画の方針	16
II 収支の試算	17
第5章 評価計画	18
I 評価の基本方針	18
II 評価の基本的な考え方	18
資 料	20

## はじめに ～策定の背景～

### I これまでの経過

時 期	内 容
平成 25 年 12 月	旧氷見市民会館耐震診断の結果、震度 6 強の地震において、「倒壊の危険性が高いと考えられ、補強を要する」と判断される。
平成 26 年 2 月 ～5 月	氷見市民会館耐震化検討委員会・利用者検討委員会（4 回）を開催し、市民会館の利用について検討し、平成 26 年 12 月末での利用停止を決定する。
平成 26 年 11 月 ～平成 27 年 3 月	氷見市民会館並びに文化行政のあり方を考える有識者会議（6 回）を開催し、市民会館及び公共文化ホールのあり方並びに芸術文化の振興を図る文化行政のあり方について調査及び検討を行う。
平成 26 年 12 月	旧氷見市民会館を休館する。
平成 27 年 3 月	氷見市民会館並びに文化行政のあり方に対する提言 「財源の確保の課題はあるものの、今後の文化芸術振興の重要性を考慮すると、新たな施設の建設・整備が望ましい」との提言
平成 27 年 3 月	新たな文化施設を整備することを決定する。
平成 28 年 4 月 ～平成 29 年 2 月	市民会議（新文化施設基本計画・立地適正化計画）（7 回）を開催し、立地適正化計画と新文化施設基本計画について検討する。
平成 29 年 2 月	新文化施設基本計画案を公表する。
平成 29 年 4 月	新文化施設基本計画案についてゼロベースで再検討することを決定する。
平成 29 年 7 月 ～平成 30 年 3 月	市街地グランドデザイン検討委員会（4 回）を開催し、まちなかビジョン及び 4 つの公共空地等活用プランについて検討する。
平成 30 年 3 月	氷見まちなかグランドデザインを策定 旧市民病院跡地における、芸術文化の発信や多様な市民の交流と創造の拠点として文化施設を核とした“まちの顔となる新シンボル” 「(仮称)ひみ文化交流プラザ」の整備方針を決定する。
平成 30 年 11 月	旧氷見市民病院跡地活用事業事業者公募を開始する。
平成 31 年 3 月	旧氷見市民病院跡地活用事業事業者選定委員会において、1 事業者からの事業提案を審査した結果、特定（採用）するには至らず。
平成 31 年 4 月	公共施設部分の先行整備を表明する。
令和元年 8 月	新文化交流施設の設計者として(有)ナスカを選定する。
令和元年 12 月	新文化交流施設基本設計を完了する。
令和 2 年 7 月	新文化交流施設実施設計を完了する。
令和 2 年 9 月	新文化交流施設建設工事の請負契約を締結する。
令和 2 年 10 月	新文化交流施設建設工事着工

## II 氷見市の文化や文化施設をとりまく状況

わが国では、平成13年に初の文化芸術に関する法律「文化芸術振興基本法」が施行され、文化芸術振興の基本理念と、国や地方自治体の責務が明文化されました。

平成23年には「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」が閣議決定され、文化芸術が、限られた人々の専有物ではなく、多様性を高め社会の活力を生み出す基盤となるものであるとされ、「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。」と明記されました。

さらに、平成24年に成立した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」には、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」ことや、「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない」ことなどが明記されました。

平成29年6月には、「文化芸術振興基本法」の法律名から「振興」の二文字を削除し、「文化芸術基本法」に改正され、年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備や、教育、福祉、まちづくりなど、広い分野との有機的な連携の必要性等、全ての人へ社会参加の機会を開く社会包摂機能を有していることが加えられました。

本市においては、昭和38年に氷見市民会館を整備し、その4年後、昭和42年に文化財保護条例を制定するなど、地域の文化行政を牽引してきましたが、他の自治体と同様に、厳しい財政状況に置かれる中で、文化芸術に関する予算は減少していきました。

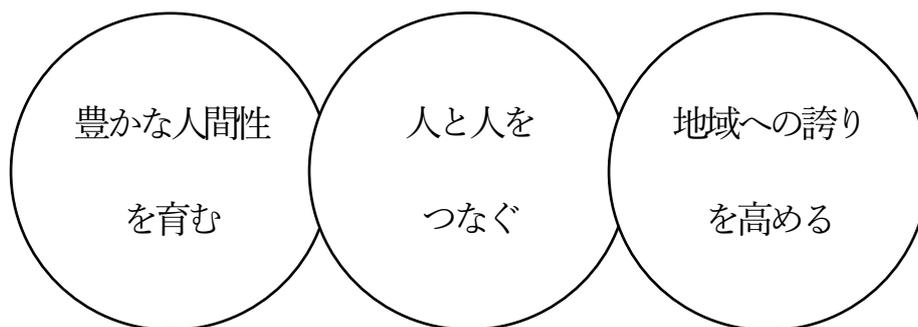
平成25年の氷見市民会館の耐震診断の結果、震度6強の地震において、「倒壊の危険性が高いと考えられ、補強を要する」と判定され、平成26年末をもってその利用を停止することとなりました。これを契機に、本市における今後の文化行政のあり方を踏まえた市民会館の在り方を考えるために、平成26年11月に設置した「氷見市民会館並びに文化行政の在り方を考える有識者会議」において、文化芸術の様々な価値を再定義し、文化芸術のもつ波及効果を念頭に持続可能で豊かに暮らせるまちづくりを行うための「氷見市民会館並びに文化行政の在り方についての提言」が取りまとめられ、新たな文化施設の整備を決定しました。

さらに平成30年3月に策定した「氷見まちなかグランドデザイン」の中で、旧市民病院跡地において、芸術文化の発信や多様な市民の交流と創造の拠点として、文化施設を核とした“まちの顔となる新シンボル”「(仮称)ひみ文化交流プラザ」を整備することが示されました。

# 第1章 新文化交流施設の運営方針

## I 基本理念

新文化交流施設は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための氷見市の文化拠点です。市民が潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として、次の3つの基本理念を掲げます。



### 1. 豊かな人間性を育む

年齢や性別、障害の有無、経済的な状況、個人を取り巻く問題の大小にかかわらず、市民の誰もが文化芸術に触れ親しみ、「豊かな人間性を育む」機会を創出します。

### 2. 人と人をつなぐ

生活環境や価値観の違いといった垣根を越えて、文化芸術から生まれる様々な価値観を届けることで、人と人、人と地域、人と文化をつなぐ役割を担います。

### 3. 地域への誇りを高める

地域の風土や伝統文化など市民が地域文化に親しみ参加する機会を設け、ふるさとの魅力を再認識し、地域への誇りを高めます。

## II 基本方針

3つの基本理念を達成するために、次の基本方針を定めます。

### 1. 市民に元気と感動を届けます

作品を鑑賞したり、表現したりする機会を通して、元気と感動を届ける場となります。

### 2. 自分らしさを大切に、市民の誰もが主役となります

異なる価値観や文化と出会い、その多様性を認め合うことで、人それぞれの個性を大切にしながら、誰もが主役になれる場を創造します。

### 3. 人と人が出会い、集うことで交流を創出します

人と人との出会いや集いの中に文化芸術を通じた体験や心地よい空間を提供することで、新たなつながりと交流、にぎわいを創出します。

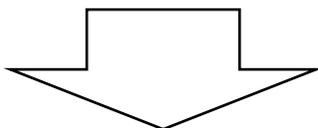
### 4. 人と文化を結び、地域文化を次の世代に引き継ぎます

世代を超えた人と人との出会い、人と文化をつなぐ場を創出し、地域の文化を次の世代に継承していく機会を創り出します。

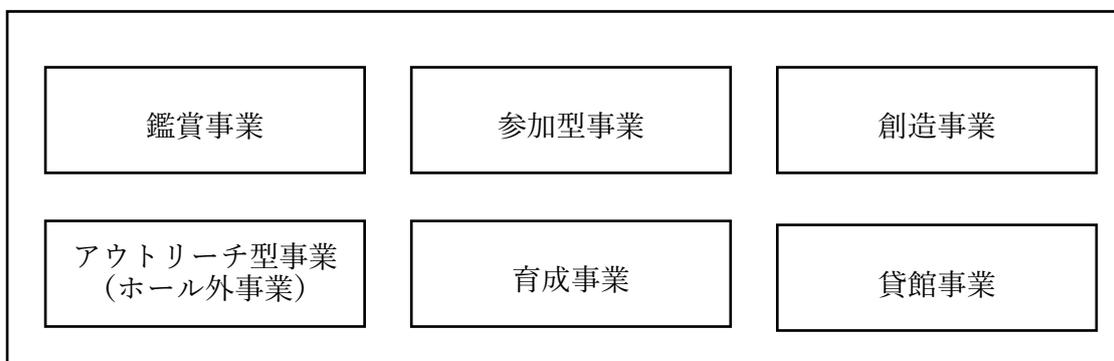
### 5. 氷見に暮らす豊かさを実感できるようにします

地域に根付いた伝統や文化に新たな角度から光を与えることで、「当たり前」を「魅力」に変え、地域の豊かさを再発見できる場とします。

5つの基本方針を実現するための事業を、次の6つに区分します。



#### 【事業】



### Ⅲ 事業方針

#### 1. 鑑賞事業

① あらゆる世代の市民が、幅広い様々な分野の文化芸術を体感できる機会をつくります

子どもからお年寄りまで、全ての世代の市民が、様々な文化芸術を体感できるよう、幅広い分野の鑑賞機会を設けます。

② あらゆる人にとって訪れやすいホールにします

小さい子どもがいる家庭や、障害のある方など、ホールに足を運びにくいと感じている方も、気軽に生の文化芸術に触れ、楽しく鑑賞できるよう、ハード、ソフト両面で工夫します。

#### 2. 参加型事業

① 誰もが参加できる機会をつくります

演劇やダンス、音楽など表現活動を取り入れたプログラムにより、年齢や性別、障害の有無、国籍の違いなどを越えて、新たな出会いが生まれる機会を創出します。

② 対象や目的に応じたプログラムを提供します

対象や目的の例

- ・ 児童、生徒
- ・ 子育て中の親子（家族）
- ・ 障害者及びその家族
- ・ 外国籍の市民、外国にルーツを持つ人
- ・ 高齢者
- ・ 心と体の健康
- ・ 技や能力などの向上
- ・ 伝統文化の継承

#### 3. 創造事業

① 芸術家が滞在し、創作活動を展開します（アーティスト・イン・レジデンス）

国内外から芸術家を招き、氷見に滞在しながら、作品を創造し発表していただくことで、氷見から文化芸術を発信していきます。

また、ホール内にとどまらず、市内のあらゆる場所がステージやキャンバスになるような企画と連携し、日常の中で市民が個性的な芸術家たちと出会い、その活動に触れることで、創造的な市民が増え、文化芸術が活発に創造、発信される気運を醸成します。

② 市民と芸術家と一緒に、作品を創造します

市民と芸術家、市民同士が交流しながら新しい作品を創作し、発表できるような場づくりを行います。交流や創作の過程などを通じて、自分と他者との違いを相互に認め合うことで、新しい価値観の創造に寄与します。

#### 4. アウトリーチ型事業

##### ① ホールに来ることのできない環境の人へ文化芸術を届けます

ホールに対して心理的な距離感を持つ人や一人ではホールに来ることができない子どもたちのために、学校や公民館など、地域にある施設等を利用して、文化芸術に触れる機会を確保します。

また、高齢や障害等、身体的理由等でホールに来ることができない方へは、高齢者福祉施設や障害者支援施設へ出向き、文化芸術に触れる機会を確保します。

##### ② 様々な分野と連携します

人と人をつなげる機能をはじめとした文化芸術の持つ波及効果を生かし、教育や福祉、医療など、あらゆる分野の課題や必要性に積極的に働きかけ、連携します。

#### 5. 育成事業

##### ① 若手芸術家を育成します

市内や市にゆかりのある若手芸術家が、創作・発表できる機会や場を設けます。

##### ② 地域社会と文化芸術をつなぐ人材を育成します

地域に根差した文化芸術活動を実践する人材や、自らの経験や技術を生かして地域の文化芸術活動を支える人材を育成する取組を行います。

##### ③ 地域の文化芸術活動を支援します

普段の稽古や練習、発表の場として、必要な設備や機材が整った空間を提供するとともに、市民の催しの企画や演出などにホール職員がその経験や知見、技術を生かして助言や提案などを行う体制を整え、地域の文化芸術活動を支援します。

#### 6. 貸館事業

##### ① 活動の枠を超えた市民間交流を促進します

様々な目的でホールを訪れる市民が、自らの目的、活動だけにとどまらず、他の活動を知り、興味を持つきっかけを創ることで、市民の交流を促進します。

## 第2章 組織計画

### I 運営組織計画

#### 1. 運営組織に必要な能力を持った人材

本施設の運営には、総務・経理を行う者や企画制作を行う者、舞台技術の専門家等、様々な能力を持つ人材が必要となりますが、基本方針を具体的に実行するため、特に必要とされる人材や役割は次のとおりです。

##### (1) 経営責任者

施設の基本理念を理解し、施設が行う投資に対し、その効果や収支のバランスを考えながら経営のできる人。また、文化芸術界での人脈と現場的知識を持ち、職員がそれぞれの能力を発揮できる環境をマネジメントできる人材

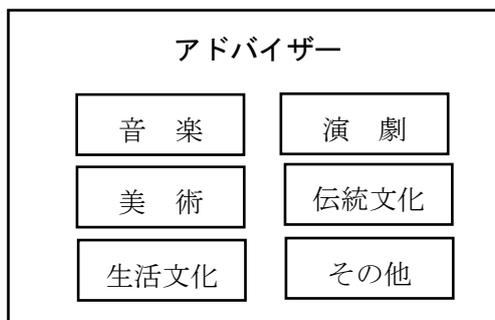
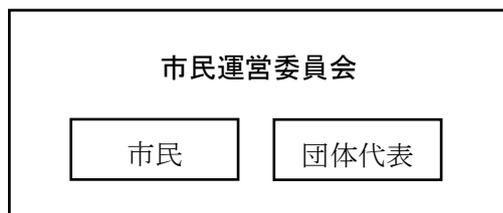
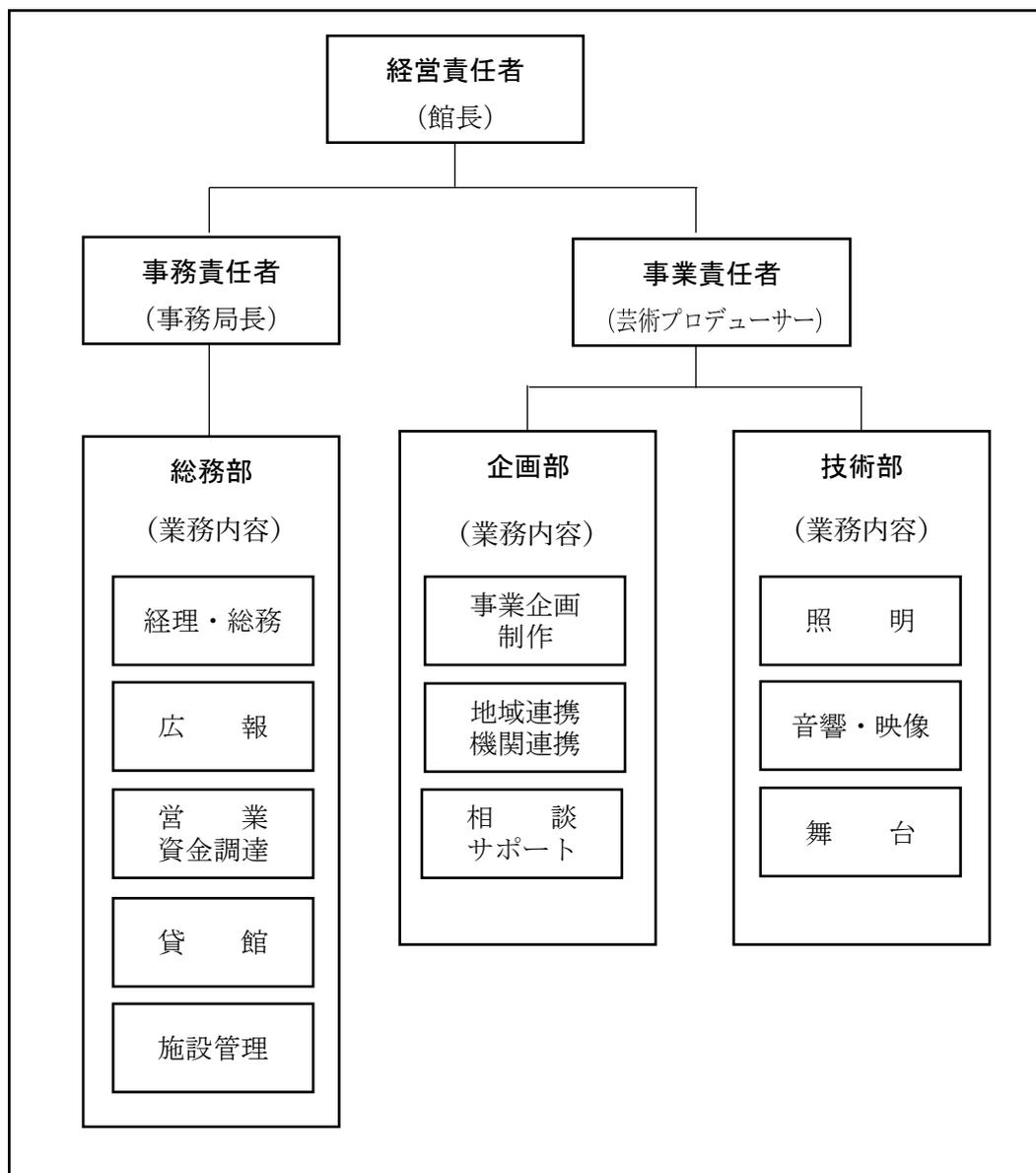
##### (2) 事業責任者（芸術プロデューサー）

文化芸術作品を招聘、創作し、全ての事業における水準に責任を持てること。また、自分自身や地域、社会としっかりと対話し、新しい意味や価値を見つける視野と自らも常に変化しながら人と関わる覚悟を持ち、ニーズの把握、課題や問題の発見と解決手法を模索し、先導できる人材

##### (3) 資金調達

施設が行う事業に関する社会的意義を理解し、社会貢献したいと考えている個人や企業等と施設を繋ぐ役割を担う人。また、施設が行う事業を広報し、社会課題を解決するための資金を集めるとともに、事業の成果や効果について整理し、報告できる人材

## 2. 組織・体制のイメージ



### 3. 運営主体

今日、公の施設の管理運営に当たっては、行政による直営又は指定管理者制度の導入が考えられます。

新文化交流施設は、文化芸術活動の拠点として主体的に事業を実施する施設であり、その運営に当たっては、文化芸術に特化した専門性の高い知識や技術、経験が求められます。

新文化交流施設の基本理念を達成するため、基本方針や事業方針に基づく事業を展開するとともに、効率的かつ適切に管理運営を実施する必要があり、更には運営組織に必要な人材を確保できる運営主体を選定する必要があります。

運営主体については、経済性や事業、サービスの実現性・継続性の観点も求められることから、指定管理者制度の導入を検討していきます。

#### 運営主体を考える際に留意すべきこと

運営主体を考えるに当たって特に留意すべきことは、次のとおりです。

##### ・公共文化ホールにおける「専門性」の確保

文化ホールの運営には、各種事業の企画運営、舞台技術や管理、広報宣伝や資金調達などの専門的な業務に対する技術や能力を有するだけでなく、地域とのつながりづくりやコミュニケーション能力に長ける人材が必要です。

良い人材が「働きたい」と思える雇用環境をつくることや、若手職員をじっくり育成してノウハウを継承していく体制づくりが求められます。

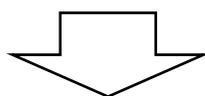
##### ・市の文化振興を担う役割「公共性」の確保

本市の文化発信の拠点施設であることから、施設の基本理念や市全体の文化振興施策を踏まえ、採算性の低い事業にも積極的に取り組む姿勢や市全体に対する波及効果を念頭に、他の分野・組織と連携するなど公共的精神を持った運営主体であることが求められます。

以上のことを踏まえ、本市の実情を基に運営主体（指定管理者）の区分により比較整理すると次のようになります。

■指定管理者（運営主体）の比較

区分	民間事業者	市が関与する公的団体
	株式会社、財団、共同事業体（ビル管理+プロモーター）など	財団、社団など
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストや採算性など経営意識を持った運営が期待できる。</li> <li>・既に他の公共ホールの運営を担っている場合、ノウハウを有しているとともに、既に管理しているホールとの連携が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の政策に沿った運営が期待できる。</li> <li>・市民が主役となるなど公益目的に沿った事業に積極的に取り組むことが期待できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非採算性の事業には積極的に取り組まないおそれがある。</li> <li>・新規参入の場合、ノウハウの蓄積がなく、運営に不安がある。 （運営に必要な人材を新たに確保しなければならない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入の場合、ノウハウの蓄積がなく、運営に不安がある。 （運営に必要な人材を新たに確保しなければならない。）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内には文化施設運営の実績を持つ民間事業者が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内法人を想定した場合、期待する目的・能力を備えた既存法人がないことから、新たな法人の設立が必要である。</li> </ul>



本施設の運営主体には、第1章に掲げる基本理念を実現し、市民が主役となる運営を行うとともに、市全体の文化振興を担う役割が求められます。

そのためには、民間的発想で施設経営を行うとともに各種事業を効果的にプロデュースする専門的人材を確保し、ノウハウを蓄積する必要があると考えられます。

このことを踏まえ、本市の文化振興と新施設の運営を担う指定管理者としての法人設立を検討する必要があると考えられます。

## II 他組織との連携と関係構築

新文化交流施設は、教育、福祉、医療、観光、産業、まちづくり、国際交流等、様々な分野と有機的に関わることで、持続可能で豊かに生活できる社会の仕組みを創造することが求められます。

ここでは、本市において特に協働を進めていくことが重要である分野についてのみ明記しますが、他の機関や組織との連携も進めていきます。

### 1. 教育機関との連携

ホールと教育機関が連携することにより、全ての子どもたちに様々なジャンルの文化や芸術に触れる機会を提供し、子どもたちの豊かな人間性を育むための仕組みをつくっていきます。

### 2. 福祉機関との連携

高齢者や障害のある人が心豊かな生活を送るためには、家庭や施設の中だけで過ごすのではなく、人と触れ合ったり、交流したりすることが大切であり、福祉機関と連携した文化芸術の鑑賞や創造活動などを提供する役割を果たしていきます。

### 3. 医療・介護機関との連携

医療・介護機関での文化芸術活動を促進することにより、地域住民が集い、医療や健康に対する意識啓発のきっかけになるとともに、長期療養者が院外の人と交流する貴重な機会にもつながります。医療・介護機関と連携し、病院や施設での生活を余儀なくされても希望を持ち、心を励ます、心の元気を取り戻す文化芸術の様々な取組を実現します。

### 4. 市民・市民活動団体等との連携

文化芸術活動に携わる団体と連携し、本市の本質的な文化振興を図るとともに、多様なテーマで活動する団体との協働により、地域の課題や社会課題の解決、解消に向けて、文化を基軸に据えた様々な活動や事業を実践します。

また、市民や市民活動団体等が施設運営に参画できる仕組みと体制を構築するとともに、地域と本施設をつなげる市民や市民団体等を育成していきます。

## 第3章 管理計画

### I 利用規則

施設の利用に関する規則について、基本的な方針は次のとおりとします。これを基に設置条例、運用ルールを検討し、具体的なものにしていきます。

#### (1) 休館日

全国的には週1回の休館及び年末年始という休館日の設定が最も多くなっています。市民の利用しやすさを考慮すると、市内の他施設と休館日が重ならないほうが望ましいと考えられることから、他施設の休館日を参考に決定します。年末年始は、他施設同様に休館を原則とします。

#### (2) 開館時間

全国的にも近隣施設も9時から22時までを開館時間としている施設が多く、旧市民会館も同様の時間となっていたことから、原則9時から22時までとします。

#### (3) 貸出区分・時間

ホールについては、全国的に大きく3つの時間帯に区分した設定とした場合が多くなっています。交流室やスタジオなどの諸室については、多用途な短時間利用も想定されることから、時間単位での貸出しを検討します。

#### (4) 利用申請時期

大規模な催事などは、通常1年以上前から準備されることや各種講座や会議などの年間スケジュールが前年度中に検討されることが多いことを踏まえ、ホール、その他の諸室ともに、12か月前からの受付開始を基本に検討します。

#### (5) 使用料の支払時期・方法

原則として、その利用が承認された時に、指定する期日までに施設使用料の全額を振込払により納付する方向で検討します。

#### (6) 連続使用日数の制限

旧氷見市民会館では、連続使用についての規定は設けてはいませんでした。創造活動や制作活動、連続公演を行うためにはある程度の連続で使用できることが望まれます。創造活動や連続公演などに対応するため、連続使用日数の制限は設けない方向で検討します。

## (7) 使用料の還付

近隣施設の事例はかなり異なっています。当初の利用が取り消された後、別の利用申請が入る可能性があるのは、ホールで3～6か月、その他諸室は1か月～数日程度となります。この点を考慮した上で、安易な申請を防ぐこと、過剰な負担をかけないことの双方のバランスに配慮し、使用料の還付又はキャンセル料を設定します。

## II 使用料

施設の使用料金は、利用者に適切な負担を求める受益者負担の考え方を踏まえた料金設定とします。また、近隣他施設と極端な差が出ないように配慮します。

### (1) 有償とする施設

室名	考え方
ホール	3区分での貸出とし、平日と土日祝日の料金に差を付けます。 設備や備品等の使用料については別途検討します。
マルチスペース	
楽屋	時間単位での貸出とします。 設備や備品等の使用料については別途検討します。
交流室	
スタジオ	
交流工房	

#### 1) ホール・マルチスペース

平日午前区分の金額を全ての料金のベースとし、近隣施設を参考に午後区分、夜間区分、土日祝日の加算率を設定します。

#### 2) その他の諸室

##### ① 楽屋

使いやすい料金とすることに配慮し、近隣施設の設定を参考に設定します。また、単独での会議利用に貸し出せる楽屋については、他の部屋とのバランスにも配慮します。

##### ② 交流室

会議、講座、ワークショップや各種練習に利用できる交流室については、幅広い人が利用する部屋となるため、使いやすい料金とすることに配慮し、近隣施設を参考に設定します。

##### ③ スタジオ

スタジオを有する近隣施設の金額を参考に設定します。

#### ④ 交流工房

全国の木工室・創作室を持つ公共文化施設の料金を参考に設定します。長期間の利用も想定されることから、長期利用しやすい設定にも配慮します。

### (2) 加算・減算設定

#### 1) 入場料徴収に伴う加算設定

近隣施設では、入場料が 1,000 円を超えると加算対象となる施設が多くなっています。しかし廉価な入場料金の設定では、ホールや備品の使用料以上の収入を得ることは難しいことから、利用者の負担が過度にならない設定を検討します。

営利用等については、近隣施設の加算率の設定や、加算後の金額を参照して定めます。

#### 2) ホール舞台のみ利用、準備利用に伴う減算設定

近隣施設が全て 5 割から 7 割減算設定となっていることから、これにならうこととし、減算を設定する方向で検討します。旧市民会館では、5 割減算となっていました。

#### 3) ホール 1 階席のみの利用など

中規模な利用に配慮し、1 階席のみの利用時など減算を設定する方向で検討します。

#### 4) 減額又は免除

公益的な利用についての減免規定を検討することとします。

## 第4章 収支計画

### I 収支計画の方針

新文化交流施設の運営には相応の支出が生じますが、効果的、効率的な事業展開により、基本理念の実現と本市の社会課題の解決に資することを目指します。

- (1) 貸館事業においては、「商業利用」「企業等研修会」「イベント」などの開催に対する積極的な誘致活動を行うことで、使用料収入の増加を図ります。
- (2) 自主事業においては、文化芸術をはじめとした地域振興に関わる様々な分野の事業を展開することにより、入場料・参加料等の事業収入の増加を図ります。
- (3) 助成金や協賛金など外部資金の活用を図り、基本理念に沿った効果的な事業展開を図り、市の負担のみに頼らない管理運営に努めます。

公共文化施設の一般的な収支構造

#### 【支出】

維持管理費				人件費	事業費
管理費	光熱水費	事務費	修繕費		
設備点検、清掃、警備などの費用	電気、水道、ガスなどの使用料	通信、消耗品など	修繕費	職員給与など	自主事業経費

#### 【収入】

使用料収入	市の費用負担	入場料収入	助成金
施設・備品の貸出料金	管理運営に係る総経費から使用料・入場料・助成金等収入を差し引いた金額	チケット代、参加料等	国等からの助成金等

## II 収支の試算

施設・設備の仕様や職員の人件費水準、自主事業費などにより管理運営にかかる費用は大幅に変わりますが、類似施設のデータを参考に、現段階の想定で次のとおり試算しました。

### (1) 支出額

区 分	金 額 (千円)	想 定 等
人件費	49,113	10人(正規5人、臨時2人、パート3人)を想定
維持管理費	77,800	別表1参照
事業費	30,000	鑑賞事業(12公演/年) 24,000千円 その他事業 6,000千円
計	156,913	

### (2) 収入額

区 分	金 額 (千円)	想 定 等
利用料収入	10,587	貸館利用料 稼働率：ホール60%、その他50%で試算
事業収入	15,600	主催事業チケット代・参加費等
計	26,187	

### (3) 市負担額(指定管理料)

$$\text{支出額 } 156,913 \text{ 千円} - \text{収入額 } 26,187 \text{ 千円} = \underline{\underline{130,726 \text{ 千円}}}$$

別表1 維持管理費内訳

項目	金額(円)	備考
舞台保守業務	12,000,000	照明、音響、舞台構保守(年4回)
設備保守業務	10,000,000	
環境衛生業務	6,000,000	
植栽管理業務	1,500,000	
清掃業務	13,000,000	日常清掃、定期清掃
警備業務	600,000	機械警備
除雪費	700,000	7回程度
光熱水費	26,200,000	電気料金 24,000千円、上下水道料金 2,000千円 ガス料金 200千円
事務管理費	5,800,000	
修繕費	2,000,000	
合計	77,800,000	(12,986円/㎡)

(参考)「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」(財団法人地域創造 2000年)

平均維持管理費管理費 15,100円/㎡

室内面積 5,991㎡ × 15,100円/㎡ = 90,464,100円

## 第5章 評価計画

### I 評価の基本方針

新文化交流施設の評価は、施設の稼働率や集客数、経済性、効率性のみを目的とするのではなく、施設の基本理念を達成するための戦略や事業を実施したことによる社会的な成果に着目することで、事業をより適切な方向に導き、成果を高め、本市の文化芸術の拠点として持続可能な施設運営に資することを目的とします。

### II 評価の基本的な考え方

#### (1) 評価の概要

運営者による自己評価、市による評価を実施し、必要に応じて第三者評価を行うことを検討します。

#### (2) 評価の方法

##### 1) 自己評価

管理運営にかかる経費の増減に関する妥当性に加え、各事業が社会に対して与える成果を具体化し、それらの達成度を計るための指標を設けます。収集したデータを分析し、課題の洗い出しや対応について検討を重ねていきます。

##### 2) 市による評価

基本理念に沿った運営ができているか、また管理運営にかかる経費の増減に関する妥当性、市民に対する説明責任を果たしているかなどの視点で行います。

また、変化する社会情勢に対する戦略の見直しも協議していきます。

##### 3) 第三者評価

自己評価、市による評価のみでは、設定する指標や測定結果の妥当性を十分に判定できない可能性があることから、必要に応じて、様々な分野の専門家による外部評価が行える仕組みを検討します。



## 資 料

## 新文化交流施設管理運営基本方針の策定の流れ

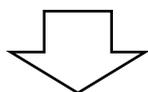
この管理運営基本方針は、各種団体代表や有識者で構成する新文化交流施設管理運営方針検討会議を開催し、多様な視点からのご意見を基に策定を進めました。

### 検討経過

令和2年7月から9月にかけて3回の検討会議を開催しました。

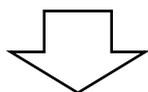
#### 第1回検討会議 令和2年7月9日

管理運営基本方針の構成について
・ 運営方針について
・ 組織計画について
・ 収支計画について



#### 第2回検討会議 令和2年8月12日

管理運営基本方針（素案）について
・ 運営方針について
・ 組織計画について
・ 管理計画について
・ 収支計画について
・ 評価計画について



#### 第3回検討会議 令和2年9月18日

管理運営基本方針（案）について
・ 運営方針について
・ 組織計画について
・ 管理計画について
・ 収支計画について
・ 評価計画について

新文化交流施設管理運営方針検討会議の構成

No	氏名	所属・職等
1	澤 武 紀 行	氷見国際芸術文化交流大使・音楽プロデューサー
2	辻 野 隆 之	茅野市民館 ディレクター
3	亀 谷 哲 史	富山県文化振興財団/富山県民会館 館長
4	西 川 扇 博	氷見市芸術文化団体協議会 会長
5	前 知 津 子	氷見市美術協会 会長
6	冬 木 勲	氷見第九合唱指導者
7	猶 明 孝 信	氷見市自治振興委員連合会 会長
8	京 田 賢	氷見商工会議所 専務理事
9	松 原 勝 久	一般社団法人氷見市観光協会 代表理事会長
10	七 分 由紀雄	氷見市社会福祉協議会 常務理事
11	上 田 兵 吾	氷見市小中学校PTA連合会 会長
12	東 海 志 帆	子育てサークルHUGLAB
13	谷内口 まゆみ	氷見市小学校長会 会長
14	扇 谷 孝 代	氷見市中学校長会 会長
15	篠 田 伸 二	氷見市副市長